

青森県国民健康保険団体連合会情報セキュリティ基本方針

青森県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）は、国民健康保険法に基づき、本会の会員である国民健康保険の保険者が共同して、その目的達成に向けて事業を実施するため設立された公法人である。

本会では、保険者からの委託を受けて診療報酬及び介護給付費等の審査支払事務、保険者事務の共同処理、保健事業等を行っていることから、レセプト等の個人情報をはじめとした保護すべき重要な情報を多く取り扱っている。

今般、情報の電子化やネットワークを介した情報の交換に伴って不正アクセスや電子化された情報盗難、データの改ざん等、セキュリティ上の脅威が高まっており、個人情報の適切な保護も強く求められてきている。

このため、本会が保有する全ての情報資産の安全対策として「情報セキュリティポリシー」を定め、それに基づく情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、情報資産の適切な保護と維持・管理体制を確保することを目的とする。

また、社会情勢の変化に対応するため、定期的にはリスク評価を見直すなど、継続的に改善を図ることとする。

令和3年10月1日

青森県国民健康保険団体連合会常務理事